

# 第9章 アイヌ政策についての要望

常本 照樹

北海道大学大学院法学研究科教授

北海道大学アイヌ・先住民研究センター長

今回の調査における政策要望に係る回答を分析するに当たって、これまで北海道において実施されてきたアイヌ関連施策の概要、並びにアイヌ民族による主体的な政策要望を振り返っておくことにしたい。

## 第1節 北海道におけるアイヌ施策の推移

1961年に国は、アイヌ民族や北海道からの強い要請を受け、厚生省予算の地方改善施設整備費補助金の中に初めて「ウタリ福祉対策費」を計上し、北海道はこれを受けて、生活館（アイヌ語教室や文化伝承活動、生活・教育相談、地域活動などの拠点施設としてアイヌ民族が集住する地域に設置）、共同浴場の整備などの福祉対策を開始した。1972年にアイヌ民族の生活実態を明らかにするために、「北海道ウタリ実態調査」を実施し、その結果を受けて、1974年度から1980年度の7年間で総合的な「北海道ウタリ福祉対策」を行うこととした。これ以降、北海道は7年ごとに実態調査を実行し、それを踏まえた福祉対策を4次28年間にわたって施行した。

第1次対策の目的は「アイヌの人たちの自立を助長促進し、社会的・経済的地位の向上を図るために、社会環境の改善、社会福祉の充実、職業の安定、教育文化の向上及び生産基盤を積極的に推進すること」とされ、主要施策としては、①地区対策（生活条件、就業条件、福祉条件の整備及び教育・文化の振興）、②個別対策（住宅資金の貸付、雇用対策、教育対策、福祉対策）、③団体の育成、があげられていた。これ以降、徐々に文化振興施策の比重が高まっていき、1995年度から2001年度にかけて実施された第4次対策においては、その目的は「アイヌの人たちの社会的、経済的地位の向上を図るため、文化の振興、教育の充実、生活の安定と産業の振興及びアイヌの人たちの理解促進を基本方向とするとともに、特に、アイヌ文化の振興と理解促進に力点を置きながら、総合的な対策を推進すること」とされ、主要施策として、①文化の振興（文化の継承、調査研究の推進）、②教育の充実（教育水準の向上）、③生活の安定と産業の振興、④アイヌの人たちについての理解促進などを実施することとされた。

1997年にアイヌ文化振興法が制定されたことに伴い、施策等における名称がウタリからアイヌに変更されるとともに、従来福祉対策の中で実施されてきた文化の振興と理解の促進のための施策は同法に基づいて北海道が策定する基本計画によって行うこととされ、その他の生活向上等の福祉関連施策は、「アイヌの人たちの生活の一層の向上を通じ、アイヌの人たちの社会的・経済的地位の向上を図るため、生活の安定、教育の充実、雇用の安定、産業の振興、組織活動の充実を基本方向とし、関連施策を総合的、効果的に推進することを目的とする「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」として、2002年度から2008年度にかけて実施された。

2007年7月に、アイヌ民族及び有識者で構成する「アイヌ生活向上推進方策検討会議」（委員長：

中村睦男・前北海道大学総長）が設置され、アイヌ民族に対する総合的な施策のあり方について検討した結果、なおアイヌ民族と道民一般の間に格差が見られることから、2009年度以降も引き続き生活向上等に関する施策が必要であるとの結論に至った。北海道は、これを受け、2009年度から第2次の推進方策を実施することとした。具体的事業としては、生活館の維持運営、生活資金の貸付、浴室・墓碑の整備資金の貸付、住宅新築等の貸付、高校・専修学校等・大学の進学奨励、アイヌ民族の歴史文化に関する教育相談員の設置、公共職業訓練の奨励、雇用促進費・就職資金の助成、農林漁業対策、中小企業振興対策（民芸品展示会、技術研修指導等）、北海道アイヌ協会への助成などが、一部国の補助を受けながら実施されている。

また、アイヌ文化振興法に基づいて1999年に北海道が定めた「アイヌ文化の振興等を図るための施策に関する基本計画」の具体的事業としては、北海道立アイヌ民族文化研究センターの運営、アイヌ民族文化財の調査保存、国民理解を深めるための文化祭の実施、アイヌ語指導者の育成、アイヌ文化の伝承などが行われている。

北海道におけるこれらのアイヌ関連施策を予算面で見ると、例えば2004年度には総額で約22億円であったものが、北海道の財政悪化等に伴って毎年2億円前後ずつ減少し、2008年度には15億円あまりになっている。

## 第2節 アイヌ民族による政策要望

初期の北海道ウタリ福祉対策は、上記のように文字通りの福祉・生活向上施策の色彩が強いものであったが、1970年代に始まった世界の先住民族運動の高まりを背景に、北海道ウタリ協会は、1984年の総会において民族対策の性格を強めた「アイヌ民族に関する法律」案（いわゆるアイヌ新法案）を探討した。同案には下記の施策案が盛り込まれた。

- ・差別の解消
- ・民族特別議席の創設
- ・アイヌ子弟への教育支援、アイヌ語学習の導入
- ・大学におけるアイヌ文化・歴史等の講座開設とアイヌ民族教員の採用
- ・大学入学の特例
- ・文化伝承の推進
- ・農業経営・面積確保への支援
- ・漁業権の付与
- ・林業・商工業の振興
- ・就職機会の拡大
- ・民族自立化基金の創設
- ・国及び北海道での審議機関の設置

アイヌ民族による2度目の組織的な政策要望として注目されるのが、2008年8月に設置された「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」の第2回懇談会（9月17日）における加藤忠委員（北海道ウタリ協会理事長）による発言である。加藤委員は、北海道ウタリ福祉対策及び生活向上推進方策に対し、「この実施を持ってしてはアイヌの生活向上に十分に応えうるものとは必ずしもいえない」との評価を示し、「事業総額は年々減少の一途をたどって」いると指摘したうえで、8

点にわたる政策提案を行った。

- ・アイヌ子弟教育の充実への支援
- ・アイヌ研究・民族教育への支援
- ・大学等にある遺骨の返還・慰靈
- ・生活様式と内容を含む広義のアイヌ文化の振興
- ・文化振興等の基盤としての土地・資源の利用
- ・啓発・教育による国民の理解促進
- ・アイヌ民族の意見の政治・行政への反映
- ・窓口機関・審議機関の設置

### 第3節 回答の分析

今回の回答の中で多かった政策要望は、「学力向上の支援の拡充」（対象者の51.0%が選択）、「差別のない人権尊重の社会の実現」（50.2%）、「雇用対策の拡充」（42.9%）、「アイヌ語・アイヌ文化の学校教育への導入」（32.7%）などであった。

「学力向上の支援」については、アイヌ新法案や加藤委員発言に代表されるようなアイヌ民族の組織的な政策要望においても常に上位を占めているが、一般のアイヌの人たちにおいても同様の要望が強いことが確認された。アイヌ子弟の教育支援については、これまでも奨学金や入学一時金等の支給ないし貸与としてウタリ福祉対策及び生活向上方策においても一貫して実施されてきた施策であるが、今回の調査における進学率、中退率などの数値とアイヌの人たちの政策要望を合わせて見たとき、なお一層の対策が求められることが明らかになったと言えよう。特に、大学進学についていえば、アイヌ民族の多くが地方に居住していることを考えると、授業料や入学一時金などの支援だけでは札幌などの都市部にある大学に進学することは事実上困難な場合が多いことにも留意すべきであろう。「アイヌ文化の学校教育への導入」についても、組織的政策要望のなかでも一貫して求められてきたことである。

「差別解消」を求める回答が半数を超えたということは、注目に値する。2006年に北海道が実施した北海道アイヌ生活実態調査では、72.3%が直近6～7年間において差別を受けたことがないと回答しているが、今回の回答は差別が厳然として存在していることをうかがわせる。それは、今回の調査の問12において、44.1%が差別の経験を理由に「アイヌとして嫌だと感じる」と回答していることにも現れている。上記の組織的政策要望においても、アイヌ新法案の冒頭にあったのは差別解消対策であった。しかし、差別の実態の把握については、アンケート調査では限界があり、2009年度に当センターが実施したインタビュー調査の結果が待たれる。

その他の政策要望についても、いずれも10%台半ばから20%台の回答となっており、特別な施策は必要ないとする回答が8.4%にとどまっていることに照らしても、アイヌ民族に対する特別の政策の必要性についてはおおむね共有されていると言うことができよう。

(常本照樹)